

沖縄県立八重山病院
会計案内表示システム

プロポーザル実施要領

平成31年1月

沖縄県立八重山病院

1 プロポーザル実施要領の位置づけ

本プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）は、沖縄県立八重山病院（以下「当院」という。）が調達する「沖縄県立八重山病院会計案内表示システム」について、プロポーザル方式により事業者を決定するために交付するものである。

プロポーザル実施要領は、以下により構成される。

- (1) プロポーザル実施要領
- (2) プロポーザル実施要領添付資料
 - ア 別添資料 1 仕様書
 - イ 別添資料 2 提案書類作成要領及び様式集
 - ウ 別添資料 3 優先交渉権者決定基準

プロポーザル実施要領等の全ての資料は、このプロポーザルに参加する者が提案書類を作成する上での前提となる。

2 プロポーザルに付する事項

- (1) 調達名・数量 沖縄県立八重山病院会計案内表示システム・一式
- (2) 契約期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで
(稼働予定日の変更に伴い、契約終了期間の変更に関する改訂契約の可能性有り)
- (3) 履行場所 沖縄県石垣市真栄里 5 8 4 - 1
- (4) 稼働予定日 平成 31 年 4 月 1 日
- (5) 作業期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (6) 初期導入費用の (税抜) 6,300,000 円
提案上限額 (当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、
契約金額ではない)
- (7) 調達概要

当院における会計案内表示システムのソフトウェアおよびハードウェアの納入および構築・設定、並びに医事会計システムもしくは精算機システムとの連携構築を含めたプロジェクト管理等を行う。

3 スケジュール

平成 31 年 1 月 23 日 (水)	プロポーザル実施要領公告及び関係資料の公告開始 及び公告資料に関する質問の受付開始
平成 31 年 1 月 25 日 (金)	プロポーザル関係資料に関する質問の受付締切

平成 31 年 1 月 29 日（火）	プロポーザル関係資料に関する質問の回答最終日 ※当日程前に回答可能な内容については、随時回答を行う
平成 31 年 1 月 30 日（水）	プロポーザル参加申請書受付締切
平成 31 年 1 月 31 日（木）	参加申請の審査結果通知期限
平成 31 年 2 月 1 日（金）	提案書類の提出締切
平成 31 年 2 月 4 日（月）	プロポーザル対面審査
平成 31 年 2 月 8 日（金）	優先交渉権者の発表及び通知

4 優先交渉権者決定方法

別に定める「優先交渉権者決定基準」に基づき優先交渉権者を決定する。

5 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 沖縄県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県公示第69号）に基づく競争入札参加者名簿（種別1文具・事務機器類）に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなす。
- (6) 公告の日から協定締結の日までの間に、沖縄県から指名停止等措置要領に基づく指名停止、建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けている日が含まれていないこと。
- (7) 法人税法及び消費税等の納付すべき税を滞納していないこと。
- (8) プロポーザル参加時において、300床以上の一般病床を有する病院で会計案内表示システ

ム構築を2件以上行った実績があること。

6 プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加申請書及び関係資料を提出しなければならない。

- (1) 提出期間 前記 3 による。
- (2) 提出場所 後記 12 (2) とする。
- (3) 提出方法 郵送又は持参することにより受け付ける。郵送の場合は書留郵便で行うこと。
- (4) 提出書類 ①プロポーザル参加申請書 (様式 1)
②誓約書 (様式 2)
③参加申請者の事業概要 (様式 3)
④前記 5(1)及び(7)の要件を確認できる書類
⑤法人にあっては登記事項照明書・個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身元 (分) 証明書
⑥直近の賃借対照表、損益計算書または確定申告書の写し
⑦納税証明書 (申し込みを申請する日前の直近 2 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する資料)
⑧参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒 (672 円切手を添付した長形 3 号封筒)
※参加申請の審査結果及び対面審査の実施日時等を通知する際に使用する事を目的とする。
- (5) 提出部数 1 部とする。

7 プロポーザル説明会等

プロポーザル説明会は行わない。

8 プロポーザル実施要領等に関する質問

プロポーザル実施要領等に対する質問がある場合は、所定の様式を用い、電子メールに添付して後記 12 (2) 宛に送信すること。なお、質問書を電子メールで送信した場合における着信確認は、提出者が行うこと。

- (1) 提出期間 前記 3 による。
- (2) 質問資格 プロポーザル参加資格を有する者からの質問のみ受け付ける。
なお、質問がない場合は、質問がない旨を記載した電子メールを送信すること。

- (3) 質問の様式 質問書（様式 4）を用いること。
- (4) 回答 実施要領等に関する質問に対する回答は、質問者が様式 4 に記載した担当者宛に、電子メールにファイル添付して行う。全ての質疑に対する回答はプロポーザル参加者すべてに通知する。なお、本回答はプロポーザル実施要領等のすべての資料と同等の効力を持つ。

9 プロポーザル参加手続等

- (1) 参加者は、次の書類を提出しなければならない。
- ア 技術回答書（択一式回答方式）（様式 5）
 - イ 技術回答書（記述式回答方式）（様式 6）
 - ウ 納入予定ハードウェア一覧表（様式 7）
 - エ 納入予定ソフトウェア一覧表（様式 8）
 - オ 積算内訳書及び運用・保守費用見積書（様式 9）
 - カ 価格見積書（任意）
- ※アからカまでを合わせて提案書類という。
- ※カラーにて作成した場合は、カラー資料にて提出すること。
- (2) 提出日時 前記 3 による。
- (3) 提出場所 後記 12 (2) とする。
- (4) 提出部数 8 部

10 プロポーザル対面審査

プロポーザル参加者に対して対面審査を以下のとおり行う。

- (1) 実施日時 前記 3 による。
- (2) 実施場所 沖縄県立八重山病院 2 階第 2 講堂
- (3) 実施内容 「優先交渉権者決定基準」に示す対面審査項目に基づきプレゼンテーション・ヒアリング形式による審査を実施する。実施時刻は別途、当院より通知する。また、本審査時間は 1 社当たり 40 分とする。

11 優先交渉権者決定

- (1) 沖縄県立八重山病院会計案内表示システム選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、技術点と価格点の審査を行い、優先交渉権者を決定する。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当するプロポーザルは、無効とする。
- ア プロポーザルについて不正行為があったとき
 - イ 虚偽の申請を行った者
 - ウ プロポーザルに関する条件に違反した者

エ プロポーザル実施要領の原本の交付を受けない者

オ その他事業者選定に影響を及ぼす恐れのある不正行為があったとき

(3) 提案書類の審査

提出された提案書類は、選定委員会において公正に審査し、優先交渉権者を選定する。

(4) 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定に当たっては別に定める「優先交渉権者決定基準」に基づき、回答内容を公平かつ客観的に評価し、当院にとって最適な表示システムを納入することができる事業者を選定するため、初期導入費用上限価格をもって有効な提案をした者のうち、「技術点」と「価格点」を合算し、総得点の最も高い参加者を優先交渉権者とする。

(5) 結果の通知

結果は、すべての参加者に書面により通知する。なお、優先交渉権者の決定は、対面審査実施後、1週間程度を目途とする。

(6) 参加者の提案書類の公表

すべての参加者の提案書類は公表しない。

12 その他

(1) 費用負担・提案書類の取扱い

このプロポーザル実施要領に定めた資料の作成等に要する費用、及び対面審査に要する経費は参加者の負担とし、提出された書類又は資料は返却しない。

(2) 本件業務の担当部署及び連絡先

〒907-0007 沖縄県石垣市真栄里584-1

沖縄県立八重山病院 総務課 幸地

電話 0980-87-5557 (代表) FAX 番号 0980-87-5835

電子メール xx036056@pref.okinawa.lg.jp